

第1回

科学ジャーナリスト 寺門和夫さんと行く

NASAケネディ宇宙センターと スミソニアン博物館めぐり7日間

旅行日程：2020年6月10日(水)～6月16日(火)



科学ジャーナリストの
寺門和夫さんが全行程
同行します！

https://travelpartners.co.jp/special_001



株式会社トラベル・パートナーズ 【営業時間】月～金 10:00～18:00(土日祝日休み)

観光庁長官登録旅行業第1623号 一般社団法人 日本旅行業協会正会員

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町25-6 KCMビル2階

TEL:03-5645-3511 FAX:03-5645-3775

URL:<https://travelpartners.co.jp>

E-mail:toiawase@travelpartners.jp

担当:望月

https://travelpartners.co.jp/special_001

見どころ満載！他では体験できないアカデミックな旅をご堪能下さい！

寺門先生の解説付きでケネディ宇宙センターとスミソニアン博物館群を見学する贅沢なツアーで、あなたのアカデミックな好奇心を満たします。参加者には**寺門先生監修のオリジナル宇宙デザイングッズ**もプレゼント！

時代の先を読む科学ジャーナリスト 寺門和夫さん



1947年9月12日生まれ（9月12日は1992年に「宇宙の日」になった）。早稲田大学理工学部電気通信学科卒業。株式会社教育社で科学雑誌『ニュートン』副編集長、『バイオテクノロジー日本語版』編集長などを歴任。現在、一般財団法人日本宇宙フォーラム宇宙政策調査研究センターフェロー。科学ジャーナリストとしても活動。テレビやラジオ番組のコメンテーターとして、最新の科学情報を解説している。主な取材分野は宇宙開発、天文学、惑星科学、ゲノム科学、先端医学、古生物学、地球環境問題など。日本および海外の科学者や研究機関に幅広いネットワークをもっている。海外取材経験も多く、NASAやロシアの宇宙センターを1980年代からたびたび訪れている。

当ツアー中には、寺門先生による「アメリカの宇宙開発の歴史」についての講義も行われます。講義の後は、実物を見に航空宇宙博物館へ！講義で詳しい話を聞いた後、実物の宇宙船等を目の当たりにすれば、感動もひとしお。きっと一生記憶に残る体験に違いないはず！

ツアーのハイライト

ケネディ宇宙センター

オーランドから東へ車で1時間ほどのCape Canaberalに位置する宇宙テーマパーク。センター内には宇宙に関する展示やアトラクションが多数あります。広大な敷地内のバスツアーもあり、宇宙センター内部も見学可能。当ツアーでは宇宙飛行士と食事ができるプランと立ち入り制限エリアに入れるツアーも含まれます！最新のロケットに関する展示が見られるのも魅力です。



スティーブン・F・ウドヴァーヘイジー・センター（国立航空宇宙博物館別館）



ハンガー型の施設内に300機以上の航空機・宇宙機が並んでいる光景は圧巻です！スペースシャトル「ディスカバリー号」や超音速旅客機「コンコルド」などの実物も見ることができます。「紫電改」「晴嵐」など、日本の戦闘機も多数展示されています。



国立航空宇宙博物館



宇宙航空マニアなら一度は見に行きたい世界最大級の航空宇宙博物館。館内にはライト兄弟の飛行機からアポロ号の実物まで航空宇宙の歴史に触れられる貴重な資料が多数展示されています。※2020年リニューアルオープンのため一部工事中のエリアがあります

国立自然史博物館

世界的有数の規模を誇る自然史博物館。古生代から現在までの生命の歴史が迫力のスケールで展示されています。鉱物や宝石などの展示も豊富で見どころの一つとなっています。世界一大きなダイヤモンドや豪華な宝飾品の展示も。

見どころポイント！

- ・6600万年前の恐竜たち：ティラノサウルス、トリケラトプスなど
- ・パージェス頁岩の生物たち「カンブリア紀の大爆発」が明らかになったこの地層を初めて調査したのがスミソニアン協会の会長となったチャールズ・ウォルコットでした。



見どころポイント！

- ・マーキュリー宇宙船(フレンドシップ7)：ジョン・グレンがアメリカ初の地球周回飛行を行った
- ・アポロ11号司令船(コロンビア)：人類初の月着陸に成功
- ・ベルX-1：はじめて音速の壁を破った有人航空機
- ・X-15：マッハ6.7を記録した有名なロケット機

スミソニアン博物館群エリアには他にもアメリカ史博物館、ナショナルギャラリーなど有名な博物館、美術館が多数並んでいます。自由時間にはご自分のご興味のある館の見学をお楽しみいただけます。

ツアー内容

令和元年10月21日作成

行程	日付	発着地	時刻	概要	食事				
					朝	昼	夜		
1	6/10	水	東京(成田) オーランド	発着	午前 午後	空路にて米国内乗り継ぎ、フロリダ州オーランドへ 着後、ホテルへ <オーランド泊>	機	機	-
2	6/11	木	オーランド	滞在	終日	ケネディ宇宙センター見学 ★見どころ! 宇宙飛行士が同席するランチと、立ち入り制限エリアに入れる 特別ツアーを含みます <オーランド泊>	●	●	-
3	6/12	金	オーランド ワシントンD.C.	発着	午前 午後	オーランドより国内線にてワシントンD.C.へ スティーブン・F・ウドヴァーヘイジー・センター見学 ★見どころ! 大迫力! 実物のスペースシャトルを間近で見られます <ワシントンD.C.泊>	●	-	-
4	6/13	土	ワシントンD.C.	滞在	午前 午後	寺門先生によるアメリカの宇宙開発の歴史についての講義 国立航空宇宙博物館(スミソニアン博物館群内) ★見どころ! 博物館では午前中の講義の内容に関わる展示物を寺門先生の 解説とともにご覧いただきます ※[オプション]夕食: 寺門先生を囲んでのお食事会 <ワシントンD.C.泊>	●	-	※
5	6/14	日	ワシントンD.C.	滞在	午前 午後	国立自然史博物館(スミソニアン博物館群内)見学 自由行動 ★見どころ! 周辺には博物館・美術館の他、ホワイトハウスや国会議事堂など 多くの観光名所が徒歩圏内にあります <ワシントンD.C.泊>	●	-	-
6	6/15	月	ワシントンD.C.	発	午前	ホテル発、空路にて帰国の途へ <機内泊>	機	-	-
7	6/16	火	東京(成田)	着	午後	東京(成田)着	機	-	-

利用予定航空会社 全日空、ユナイテッド航空

利用予定ホテル オーランド: ラディソン リゾート アット ザ ポート (2泊)

ワシントンD.C.: ザ マディソン ワシントン DC ヒルトン ホテル(3泊)



旅行代金 (お一人様あたり) 398,000円

一人部屋追加代金 75,000円 [オプション料金]

ビジネスクラス追加代金 450,000円 ・寺門先生とのディナー 7,800円

【募集人数】 40名様 (最少催行人数12名様)

※成田空港施設使用料(3,660円)、米国空港利用税(7,440円)、燃油サーチャージ(28,000円)は別途必要となります。(令和元年9月現在)

【旅行代金に含まれるもの】

- ①全旅程のエコノミークラス航空運賃 ②フロリダ2泊、ワシントンD.C.3泊宿泊代(2名様1室利用) ③ケネディ宇宙センター入館料およびオプション料 ④寺門和夫さんによる解説・講義費用 ⑤日程表記の専用車費用代金 ⑥予約・手配手数料 ⑦添乗員同行費用 ⑧海外手配旅行保険

トラベル・パートナーズ海外旅行条件書

この旅行は株式会社トラベル・パートナーズ(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、お客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は本旅行条件書及びパンフレットの各コースに記載されている条件の他、出発前にお渡しする「最終行程表」並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1. お申込方法及び契約の成立

① 当社所定の参加申込書に所定事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込ください。申込金は旅行代金又は取消料、もしくは違約料のいずれか一部として取り扱います。

旅行代金	申込金(お一人様)
30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

- ② 申込金は電話・郵便・ファックス等による旅行契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の成立する旨を通知した後、通知に記載されている期日までに前号に定める金額の申込金と申込書をご提出下さい。尚、お客様から当該期間内に申込金の提出がなされないときは、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主催旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲でこれに応じます。
- ④ お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- ⑤ 旅行代金残金は旅行開始日の前日から起算して30日目に当たる日より前に、全額をお支払い下さい。

2. お申込条件

当社は次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- ① 当社が予め明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていません。
- ② 応募旅行者数が募集予定数に達しませんでした。
- ③ 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- ④ 当社の業務上の都合があるとき。

3. 旅行代金に含まれるもの

パンフレット各コース毎の含まれるものを欄をご覧ください。

4. 旅行代金に含まれないもの(一部を例示)

- ① 渡航手続料(渡航手続取扱料、旅券印紙代、査証料、旅行傷害保険料等)
 - A 出国記録書類その他を当社で作成の場合：1,080円
 - B 旅券申請書類を当社で作成の場合：2,160円
 - C 査証申請書類の作成又は査証取得代行：1,620円(国によっては別に証紙代がかかる場合があります。)
- ★上記A・B・Cは全てお客様自身でなさる場合不要です。
- ② 日本国内の空港施設利用料及び海外の空港税・出国税。
- ③ お一人様部屋希望の場合の追加料金。
- ④ 飲料代、クリーニング代、電話料、ホテルのルームメイド等へのチップ、その他個人的性質の諸費用及びそれに対する税・サービス料。
- ⑤ 日本国内における自宅から発着空港までの交通費、宿泊費。
- ⑥ 希望者のみご希望のオプションツアー。
- ⑦ 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分)
- ⑧ 傷害・疾病に関する医療費。

5. 最終行程表(確定書面)の交付

確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された最終行程表(確定書面)は、速くとも旅行開始日の前日までに交付致します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に主催旅行の申込がなされた場合には出発当日までに交付致します。又、交付期日前であってもお問合せをいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供(運延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様に予め速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他主催旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。

7. 旅行代金の額の変更

- ① 当社は、著しい経済情勢の変化等により、通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関運賃・料金の改定があった場合は、その改定差額だけ旅行代金を変更することがあります。但し、旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知致します。
- ② 旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更又は第6項に基づき旅行内容が変更され旅行の実施に要する費用の増加を伴う旅行内容の変更がなされたときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更することがあります。但し、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによるものは除きます。
- ③ 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず、当該利用人員が変更となるときは、パンフレットに記載した旅行代金の額を変更することがあります。この場合、お取り消されたお客様より所定の取消料をいただきます。

8. お客様による旅行契約の解除

- (1) 取消料
 - ① お客様はいつでも次に定める取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行であって、前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日及び前日	旅行代金の50%
旅行開始当日	旅行代金の100%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

＝個人情報の取扱について＝ 1. (株)トラベル・パートナーズ(以下「当社」といいます)は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡の為に利用させて頂く他、お客様がお申込頂いた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為に手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。 ※この他、当社では①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②アンケートのお願い。③統計資料の作成。に個人情報を利用して頂く事がございます。 2. 当社は、日本出発空港までの送迎を円滑に行う為、当社の保有するお客様の個人データを空港送迎サービス代行会社に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、住所、電話番号、パスポート番号及び搭乗される航空機便名などに係る個人データを予め電子的方法等で送付する事によって提供いたします。

- 注1) ピーク時は12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日まで、9月15日から9月25日を行います。
- 注2) お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかった場合、お客様の権利放棄となり一切の払い戻しを致しません。

- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取り消し料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - ① 契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第6項に掲げるものその他の重要なものではないときは、この限りではありません。
 - ② 第7項第1号の規定に基づき旅行代金が増額されたとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ④ 当社がお客様に対して、第5項の期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - ⑤ 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) お客様が旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、第1号の規定に関わらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領できなくなった部分の契約を解除することができます。

9. 当社による旅行契約の解除

- (1) 当社は、お客様が第1項第5号に規定する期日までに旅行代金(申込金を差し引いた残額)を支払わないときは、当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料に相当する額の違約金をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に該当する場合、お客様に予め理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻し致します。
 - ① お客様が当社の予め明示した性別、年齢、資格、技能、その他の参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ② お客様が病気のその他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれが認められるとき。
 - ④ お客様の人数がパンフレット記載の最少催行人員に達しなかったとき。
 - ⑤ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程にしたがった旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- (3) 当社は、次に該当する場合、旅行開始後であってもお客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - ① お客様が病気のその他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないとき、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
 - (4) 当社が本項(3)により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (5) 当社が本項(3)または(3)により旅行契約を解除したときは、お客様の手配に応じてお客様の負担で出発地に戻らなければならないお客様を致します。

10. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、旅行代金の減額や旅行契約の解除によって、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しあるいは、解除の翌日から起算して7日以内に、また旅行代金の減額あるいは旅行開始後の解除による払い戻しについては、パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し、当該金額を払い戻し致します。
- (2) 第8項(3)より、旅行契約を解除したときは、旅行を中止したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、又は支払われなければならない費用はこれをお客様の負担とします。

11. 最少催行人員

お申し込みの旅行の参加者がパンフレット明示の最少催行人員に達しない場合、実施しないことがあります。当社は旅行中止の場合に限り、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前にその旨をお客様に通知します。但し、第8項(1)によるピーク時は33日目に当たる日より前となります。

12. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努め、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けようとするおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるように必要な措置を講じます。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の主旨にかなうものとなるよう努め、また旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力致します。

13. 当社指示

お客様は旅行開始後終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わねばなりません。

14. 添乗員

- (1) 添乗員同行の有無は各コース毎にパンフレットに明示致します。
- (2) 添乗員同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全般又は一部を行います。

- (3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示致します。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までと致します。

15. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配の全部又は一部を代行させた者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償致します。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては原則として当社は本項(1)の責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらによる発生する旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ② 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ③ 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
 - ④ 自由行動中の事故。
 - ⑤ 食中毒。
 - ⑥ 盗難。
 - ⑦ 運送機関の運延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在期間の短縮。
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償します。

16. お客様の責任

お客様の故意、過失、又は法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けます。

17. 特別補償

- (1) 当社は、第15項の当社の責任の有無を問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物が被った一定の損害について保証金及び見舞金を支払います。
- (2) 当社は、第15項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が主催旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病その他、旅行日程に含まれない場合中山岳登頂(ピエール、アズール、ザイル、ハンマー等の登山用品を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スノボ、スキー、ハンコライダー、搭乗、超経量動力機(モーターボングライダー、マイクロプロトタイプ)搭乗、ジェットプロペラ機搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収めて当社が実施する募集型企画旅行(オプションツアー)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。

18. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の次の各①②に規定する変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更について当社に第15項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではおぼせません。
 - ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - A 天災地変 B 戦乱 C 暴動 D 官公署の命令 E 運送・宿泊機関等における欠航・不通・休業等の旅行サービスの提供の中止・F 運延・通航スケジュールの変更等、当初の運航計画によらない運送サービスの提供
 - G 旅行参加者の生命又は身体を安全確保のため必要な措置
 - ② 第7項又は第8項の規定に基づき旅行契約が解除されたときは当該解除された部分に関する変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 - (1) 当社がひとつの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額は、本項(1)の規定に関わらず、お客様1名に対して旅行代金の15%を乗じて得た額を限度とします。またひとつの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額がお客様1名に対して10,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
 - (2) 当社は、お客様の同意を得、金銭による変更補償金の支払いに替えこれと同等又はそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償をおこなうことがあります。
- (4) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、その変更の程度が契約書面の内容を逸脱しない限りは、変更補償金を支払いません。
- (5) 当社は、契約書面に記載されている旅行サービスの提供が、当該主催旅行の期間中に行われた場合、旅程の管理上生じた当該旅行サービスの提供を受けた「日付」(順序)の変更については、重要な変更とは考えず、変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金の支払いが 必要となる変更	変更補償金の額＝ 1(変更)×2(下の率)× 3(お支払い対象旅行金額)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的地の変更	1.0	2.0
③ 変更書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0	2.0
⑦ 全各号に掲げる変更のうち契約書のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

19. 旅行条件の基準日

運賃・料金の基準日は平成26年3月1日です。